

◆5番（原田建 議員） アクティブ藤沢の原田建です。

今に至るまでずっと同僚議員の皆さんの質問、本当にいろいろ多岐にわたって勉強させていただきましました。そういう中で私の思うところ、今回、一般質問をさせていただきたいと思いますが、今回の件名につきましては「若者と市職員のポテンシャルで描く 2020 未来デザイン」ということでお話をさせていただきたいと思っています。

今、西議員の一般質問にありました点についても、多少触れさせていただきたいと思って用意をしていたんですけれども、直前に西議員の大変有意義な質問がありましたので、一言だけ述べさせていただきたいと思います。故意であるということは確認できなかったという話でしたが、逆に言えば、故意でなかったということも確認をできていない、そういう話として、やはり釈然としないものがあります。これを徹に入り細に入り詰めていくということが、それも含めていろいろと課題があるということも、今、西議員のほうからお話がありましたので、私もそれに対して同感であると同時に、もう少し違った角度からこういった点についても、この後、触れさせていただきたいと思います。

まず、今回の一般質問、皆さんの質問の中で最も大きく取り上げられた台風 15 号、19 号から、その教訓についてということでまずは質問させていただきたいと思います。

要旨 1 「台風 15 号、19 号からの教訓について」

今回の台風 15 号、19 号については、これまでの地震、また、それに伴う津波といった災害を想定していたものとは明らかに異なる災害であり、水害といったようなことについての体制が十分ではない。その知見がまだまだ十分に蓄えられていないということも含めて、多くの皆さんから今後の取り組みについて提起がありました。私も、なるべく重ならないようにと思いますが、一部重なる点もあろうかと思えます。御容赦ください。

まず、台風 15 号、19 号について、避難をする要配慮者の方々の把握、対応について、どのように今回行われたのかということについてお聞きをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（有賀正義 議員） 平井防災安全部長。

◎防災安全部長（平井護） 原田議員の一般質問にお答えいたします。

一連の台風における要配慮者の把握、対応でございますが、市役所や市民センター・公民館に直接お問い合わせをいただいたケースや、それぞれの水害避難所での要配慮者の避難の状況を市民センター・公民館で把握を行ったものでございます。また、要配慮者への対応といたしましては、市民センター・公民館において自主防災組織や民生委員児童委員等に対しまして、避難行動要支援者への声かけや支援の呼びかけを行うとともに、要配慮者からの相談対応等を行いました。加えて、市のホームページも活用して地域の支援について呼びかけを行ったところでございます。また、福祉健康部の取り組みとして、要配慮者の方でみずから土のうを運ぶことができない方に運搬対応をいたしました。さらに、避難所によっては要配慮者向けのスペースを設けて受け入れ対応を行ったところでございます。

○副議長（有賀正義 議員） 原田建議員。

◆5番（原田建 議員） ありがとうございます。実際に要配慮者の方が避難所に来られた際に提供される供給の物資、これについて、これまで自助ということがまず前提にあって、その上で対応するとさ

れてきましたけれども、台風 19 号のときに目の当たりにした避難所の様子を申し上げますと、やはりこれまでの考え方、その点についても少し改めていかなければならない課題があるのではないかと思うんですけれども、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（有賀正義 議員） 平井防災安全部長。

◎防災安全部長（平井護） 要配慮者への供給物資についてでございますが、風水害の場合、基本的には短期間の避難となりますので、必要なものは御自身で用意していただくため、備蓄品の配布は行わないものとなります。しかしながら、近年、災害が長期化傾向にありますので、今後につきましては、今回の台風の課題を踏まえ、柔軟な対応も考慮しながら、ルールづくりを行ってまいりたいと考えております。

○副議長（有賀正義 議員） 原田建議員。

◆5 番（原田建 議員） ありがとうございます。

それでは、災害時の従事職員の体制について、避難施設において見受けましたのは、その体制がやはり十分ではないなといったこと、ほかの議員の皆さんからも御意見がありましたとおり、保健師などの専門職も含めて、そうした体制の増強が必要だと考えるんですけれども、その点についての見解もお聞かせください。

○副議長（有賀正義 議員） 平井防災安全部長。

◎防災安全部長（平井護） 災害時の従事職員の体制でございますが、本市では災害の程度に合わせて連絡配備、警戒配備、1 号配備等、配備体制を事前に定めております。今回の台風 19 号につきましては、警戒配備の人員体制をもとに、特別警報の発表を見据えて必要な人員確保を行いました。計画運休等も重なりまして、避難所によっては十分な人員確保ができなかったことも課題として挙げられております。このため、配備体制といたしましては、不足する人員については全庁的な応援体制を構築するとともに、市外在住の職員の活用に当たりましては、計画運休等も考慮して対応を図ってまいりたいと考えております。加えて、大きな災害が見込まれる場合の保健師の専門性を生かした配置については、現在、関係各課と具体的な調整を行っており、災害時の体制整備に向けて取り組んでいるところでございます。

○副議長（有賀正義 議員） 原田建議員。

◆5 番（原田建 議員） ありがとうございます。市民センター・公民館が一次の福祉避難所として位置づけられているわけですが、今回の台風 19 号の事例を見ますと、やはりそこに少し無理があるというか、課題があるなということを感じました。まず、小中学校などの最初の避難施設において要配慮者の皆さんがやってくる、そのときの対応ということについて、もう少しそこで対応ができる体制づくりというものについて必要と考えますが、見解をお聞かせください。

○副議長（有賀正義 議員） 平井防災安全部長。

◎防災安全部長（平井護） 本市では、市民センター・公民館を福祉避難所（一次）として指定を行っており、長期の避難対応が必要な場合に開設いたします。要配慮者の支援に当たっては、従事職員のほか、福祉健康部指揮本部及び保健所指揮本部による支援に加え、災害時福祉ボランティアに御協力をい

ただきながら、対応を行うことを想定してございます。

福祉避難所（一次）は、二次となる協定を締結した福祉施設に移るまでの間、一時的に滞在する場所になりますが、多くの要配慮者が避難された場合には受け入れが難しくなることが見込まれます。このため、まずは避難施設の要配慮者のスペース等で受け入れを行うことを基本とし、必要に応じて福祉避難所（一次）や福祉避難所（二次）に移送対応を行う考えであります。また、福祉避難所として一定規模の施設を確保し、人材や物資を投入することも重要と考えておりますので、今後、関係機関と調整を進めてまいります。

○副議長（有賀正義 議員） 原田建議員。

◆5番（原田建 議員） ありがとうございます。モニターのほうをお願いいたします。（資料を表示）ありがとうございます。ここにあるのがそのモニターにありますヘルプカードということで（資料を提示）、障がい福祉課の方で今窓口においてあるカードになるわけですが、19号の際に私が避難所を幾つか回って見たところ、車椅子の方、人工透析を受けている方、さまざまなそういう、いわゆる要配慮者と思われる皆さんが来ていらっしゃいました。そういう方々がどういう困難を抱えているかということ、まずそこで従事職員の皆さんもいろいろ対応されている中で、そこに従事職員がたとえいなくても対応できるようなあり方というのが今後必要になってくるのではないかなということを実感したわけですね。

話を戻します。台風19号の際、避難施設にさまざまな一目見ただけで要配慮者とわかる方々がおられました。とはいえ、従事職員でない限り、なかなかむやみに声をかけにくいという現場状況もありました。こうした中で、より障がいのある方を初め、要配慮者の皆さんが災害時に避難所に来られるということを想定した訓練というものがもう少し必要だなということは、あの台風の中では1日当たりで大体避難所を解除することができたので、大きな事態には至らなかったわけですが、今後のことを考えますと、この間、武藤議員も言われていました防災ナビですね。避難行動要支援者編ということで、ここに書かれていることを従事職員の方だけではなく、やはりそこに来られた一般の避難者、住民が配慮をしていくということが、まさに障がい者差別解消法によってうたわれた合理的配慮の提供ということ、職員だけではなく住民も、ただ、その中には保健師ですとか、そういった専門職の方がおられるということが大変心強い現場になると思われまので、この防災ナビの書かれている内容、中を見れば、このようにコミュニケーションボードというものも書かれています。確かによくつくられているなと思いました。

ただ、実際にそれが活用できる場面というのが、うちの町内会でも、やはりそういうときに防災訓練があっても、これを実際に使う場面という想定がまだまだあの訓練の中ではありませんので、聞きますと地域によっては障がい者団体が申し入れをされて、防災訓練の際にそういう団体として参加をされている。実は片瀬地区でも、そういうことを今回試みようとしたところ、残念ながら雨で、12月7日、予定をしていたものが中止になってしまったので、その際、本当は障がい者の方が来られて、実際訓練と一緒に参加するという場面ができれば、台風15号、19号の後なだけに、よりよい訓練になったかなというふうに、残念なんですけれども、そういったときにまた障がい福祉のほうからは、こういうカードが使われるようであれば、いい経験を今後、防災ナビを生かしてできるのではないかなというふうに感じました。

なので、今後の防災訓練のあり方としては、防災担当の部署に加えて、ぜひとも福祉部門の協力、協働で、そういった訓練を重ねていただけることが一番有意義ではないかというふうに思いましたので、それについてはまたよろしく願いをいたします。

防災関係に関しましては、もう一点だけ、さきの9月議会で千葉県の方には国の法律上、被災者特別支援法といった国の法のもとで対象者に対する支援が適用される。では、藤沢とか神奈川県内においてはどうなるのかということでお尋ねしたところ、神奈川県がその取りまとめを今しているところだという当時のお話だったので、その後、神奈川県として独自に藤沢市も含めて取り組まれた被災者生活再建支援金の話を少し御説明いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（有賀正義 議員） 片山福祉健康部長。

◎福祉健康部長（片山睦彦） 神奈川県は被災者生活再建支援金についてでございますが、令和元年台風第15号による被害につきまして、被災者生活再建支援法に基づく支援金の対象とならない世帯に対して、その生活再建を支援するために神奈川県が独自に創設した制度でございます。その概要でございますが、住宅が全壊または大規模半壊した世帯に対しまして、住宅の被害程度に応じた基礎支援金が最大で100万円及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が最大200万円支給されるものでございます。

なお、神奈川県では、この制度を台風第19号により被災された方についても対象となるよう改正をいたしております。

本市におきましては、対象世帯に制度の周知を行うとともに、申請の受付窓口を設置しているところでございます。また、申請に必要な書類といたしましては、所定の申請様式のほか、罹災証明書や住民票等が必要となっている状況でございます。

○副議長（有賀正義 議員） 原田建議員。

◆5番（原田建 議員） ありがとうございます。今、最後に言われた罹災証明書が必要になってくるということで、この罹災証明書をいかに迅速に発行するかということについて、本当は今の御答弁を受けて質問する予定だったんですけども、これについては松下議員が詳細に質問していただいたので、少し違った観点から引き続き質問させていただきたいと思います。

この罹災証明にどうしても頼らなければ、次の被災者支援ができない、これが今の国の法制度の課題でもあるというふうに考えることができていると思います。そして、この罹災証明を発行するという手順については、現地の確認等も含めて、そこを省いてしまうとまた後から問題が生じかねないということで、なかなかここが進まないということが全国の被災地の中での苦労になっているわけです。

では、罹災証明書を発行することのスピードアップは当然にして必要なわけですが、それだけで被災者の皆さんの生活の再建が進むのかといえば、決してそうではないという課題をこの間、被災地の皆さん、被災地に寄り添ってきたさまざまな支援者の皆さんから今提案がなされています。被災者支援のために、災害ケースマネジメントという手法が全国各地で展開をされているということについて少しお尋ねをしたいんですけども、モニターをお願いしたいと思います。（資料を表示）ありがとうございます。

これが復興庁で討議されたときの資料として、被災者の生活再建支援、平時の社会保障と連動させる

というテーマがこのポイントだと思っています。阪神・淡路大震災を経験されてきた皆さんに加えて、実際に討議の資料をこの後、開いていきますけれども、仙台市を具体的な事例として、この災害ケースマネジメントについての議論が国で今進められています。この点について、どのように今、市が捉えられているのか、まずはお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（有賀正義 議員） 平井防災安全部長。

◎防災安全部長（平井護） 被災者に対する生活再建支援につきましては、被災者生活再建支援制度による住宅被害を受けた世帯への支援金や被災者の生活資金の貸し付けなどがございますが、要件を満たさなければ適用されないことや被災者のニーズに対応できない場合がございます。被災者が災害によって受ける被害は、住家被害や健康面の被害など多様なものであり、被災者ごとに異なることから、被災者一人一人のニーズに合わせた情報を提供するとともに、制度の活用を支援することが大変重要であると認識しております。

災害ケースマネジメントにつきましては、被災者一人一人の生活状況を把握し、それぞれのニーズに応じた情報提供や人的支援など、個別の支援を組み合わせる継続的に計画を実施する制度でありまして、鳥取県や仙台市などが取り組んでおります。本市では、地域防災計画において被災者支援の基本事項について規定し、現在取り組みを進めておりますが、被災者一人一人に寄り添った支援が必要と考えておりますので、鳥取県や仙台市などの先進事例について研究してまいりたいと考えております。

○副議長（有賀正義 議員） 原田建議員。

◆5番（原田建 議員） ありがとうございます。モニターを再びお願いします。（資料を表示）先ほど仙台市でという話をさせていただきました。これは要は、今御説明をいただいたとおり、住家の被害、つまり全壊か大規模半壊かであれば支援金がおりにないという法制度に対して、その他、ここではつまり半壊や一部損壊といったケースと失業率というものをクロス調査した仙台市の事例になっています。つまり、半壊であったり、一部損壊の家屋の状態にかかわらず、失業率は等しく大変多く出現をしているという仙台市のデータになるわけです。

仙台市では、この災害ケースマネジメントという世帯分類を一件一件の世帯当たりに対して行って、このように住まいの再建能力というのを左右のベクトルに、そして上下のベクトルとして生活能力といった福祉的支援の必要性などとクロスに、その世帯ごとのケースデータを蓄積して、そのもとに支援の組み合わせを行っていくというアウトリーチも含めた支援体制が今仙台市の中で、この災害ケースマネジメントという考え方のもと進められているという復興庁での報告だったわけです。

なぜこういう話をするかということですが、熊本地震、直接地震によって亡くなった方は当時55人でした。2018年4月までの地震後2年間では、それが202人、関連死がこれに加えられた。そして、きのうですか、山口議員がおっしゃられた熊本地震による死者、きのうのお話、私も聞いて驚きましたけれども、273人といった数字になっている。これは全て、つまり地震では直接命を落とさなかったにもかかわらず、その後の生活再建に至らずに死を迎えるという方がいかに多いかという、この災害関連死をいかにゼロにしていくか、藤沢市におけるその体制を、ここを目標戦略にぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。こうした災害関連死ゼロに向けた取り組みを引き続きよろしくお願

をいたします。

要旨2点目になります。モニターを終わってください。要旨2については「市職員が『頼りになる拠点施設』のあり方について」というテーマです。

この表題は、「頼りになる拠点施設」というのは、行革課題の中で市民センターがどうあるべきかという、そうしたタイトルに、この「頼りになる拠点施設」という文言が掲げられておりましたので、では、どうやったら「頼りになる拠点施設」、市民センターを中心とした体制がつかれるのか、一つ御提案をさせていただくという趣旨でございます。

まず、西議員が質問された点、簡潔にここでは改めて聞かせていただくこととなりますが、扶養手当の過払い問題について、その後の状況についてお聞かせください。

○副議長（有賀正義 議員） 林総務部長。

◎総務部長（林宏和） 扶養手当の不適正受給が5年を超えていました5人の職員につきましては、1人が未返還分を返還する目的で既に全額を市に寄附していたことを確認しております。残りの4人については、全員から全額をみずから返還する意思を確認しましたので、現在事務を進めております。

今後につきましては、扶養手当に係る適正な届け出について、引き続き職員に周知徹底を行うとともに、神奈川県市町村職員共済組合が実施する被扶養者の認定調査時に合わせた扶養手当の支給要件の調査、年末調整における扶養控除申告書データとの突合作業による扶養手当の支給要件の確認を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（有賀正義 議員） 原田建議員。

◆5番（原田建 議員） ありがとうございます。済みません、先ほど冒頭申し上げたように釈然としていません。ただ、では、これをどうしたらいいのかということの一つの考え方として、今後の質問についてお聞きをいただければ幸いです。

「頼りになる拠点」という視点で、行革の課題として提案されている拠点担当職員ということが今、配置をされているわけですがけれども、今後、ここからどのように地域担当職員制度という仕組みに発展をさせていくことができるのか、今の時点での総務部の考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（有賀正義 議員） 林総務部長。

◎総務部長（林宏和） 近年、住民ニーズの多様化、高度化に効果的に行政サービスを提供していくためには、地域で活動しているさまざまな主体との対話や交流を通じまして、地域づくりの目的を共有する中で地域課題の解決に住民力を反映させ、職員の意識も住民本位に転換させることが求められていると考えております。

御質問の地域担当職員制度につきましては、習志野市が行政主導の地域課題の解決から、住民参加を前提としたボトムアップ型の地域課題の解決を目指して創設した制度でございます。今後の少子超高齢化の進展や人口減少社会の到来、さらにはライフスタイルの変化によるさまざまな地域課題にどのように対応していくのかを見定め、現在実施している拠点担当職員をよりよい仕組みに進化させるため、課題を整理し、さまざまな制度を市民自治部と連携しながら調査研究してまいりたいと考えております。

○副議長（有賀正義 議員） 原田建議員。

◆5番（原田建 議員） ありがとうございます。モニターのほうをお願いします。（資料を表示）これは青森県の八戸市、済みません、小さくて見えないかな。ごめんなさい。地域担当職員制度、平成20年度から取り組まれている八戸市のどんな仕組みかということで書かれたものです。地域担当職員制度というのが赤い線で囲ってありますけれども、これが橋渡しとなって協働の仕組みづくりの推進というものが八戸市において大変ユニークに、また興味深く進められているということの後ほど少し御紹介したいと思っておりますが、地域担当職員制度ということについて、この青森県の例を見るまでもなく、一方では、すぐ近くの寒川町、お隣の寒川町で導入されていると聞いています。

藤沢市の職員の皆さんにも、結構多くの寒川町在住の方がおられると思いますので、こういった制度が実際にそこに住まわれている皆さんにとってどんな効果があるのか、また、どんな課題があるのか、実情などを聞き取るアンケート調査など、少しヒアリングを試みることはいかがでしょうか、御提案をしたいと思っております。

○副議長（有賀正義 議員） 林総務部長。

◎総務部長（林宏和） 寒川町在住の市の職員に対し、地域担当職員制度の実情などを聞き取るアンケートを実施することが有効ではないかという御質問でございますが、組織として職員個人の生活に関するアンケートを実施することにつきましては、業務とは離れてしまう面があると考えております。しかしながら、実際に住民として寒川町における地域担当職員制度をどのように捉えているかといった感想につきましては、新たな制度を考える上で参考になる可能性がございますので、市民自治部と連携し、個別に寒川町在住の市職員の意見を参考に聞きながら調査研究をしてみたいと考えております。

○副議長（有賀正義 議員） 原田建議員。

◆5番（原田建 議員） ありがとうございます。ぜひ少しでも、そうやって調査研究はしてみたらどうかと思うんですけども、ただ、今の御答弁の中にやっぱり違和感を感じるんですね。市職員個人の生活に関するアンケートとなると業務とは少し離れてしまう。でも、やっぱり自分がそこに暮らしていた町がどんな様子で、仮に藤沢市と違った場合、どんな違いがあって、それがどちらにより優位性なり課題があるのかといったことに、調査研究も結構なんですけれども、やはり町の中に入って行って市民の中に入っていくということが、私は冒頭申し上げた信頼関係を回復する上で一番今、市に必要なことなんではないかなというふうに思っているわけです。パートナーシップというのはそういうことなんじゃないかなというふうに思います。

これだけで、もちろん市民との関係性、信頼関係が回復する、得られるという話ではないんですけども、そうした取り組む姿勢、業務と離れてしまう、むしろ業務と生活の中との混在の中に私たちは存在をしているので、この中からむしろいろんなヒントがあるということで、次の質問、地域貢献職員制度について、今、藤沢市としてどのように捉えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（有賀正義 議員） 林総務部長。

◎総務部長（林宏和） 地域貢献職員制度につきましては、市の職員が市民の立場で地域における課題解決に積極的に取り組めるよう、地域団体やNPO法人を初め、営利企業等への従事のうち、社会性、公益性の高い継続的な地域貢献活動に報酬を得て従事する場合の取り扱いを定めた制度で、神戸市や生駒市等で先進的に導入されている事例だと確認しております。職員が職務外に積極的に地域貢献活動に参加すれば、市民とのパートナーシップによるまちづくりに向かうとともに、職員、市役所への信頼へとつながることが期待されることから、調査研究をさらに進めてまいりたいと考えております。

○副議長（有賀正義 議員） 原田建議員。

◆5番（原田建 議員） ありがとうございます。そうなんですよね。職員、市役所への信頼、そこに繋がっていくという期待、この制度の特徴は、職員の皆さんがそれぞれ仕事を通してそうですし、生活の中で感じた社会的な課題、地域課題に対して、本業とはまた別の角度から取り組んでいっているという事例、済みません、モニターをごらんいただきたいと思います。（資料を表示）地方公務員法38条ということで、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする云々と書いてありますが、つまり、任命権者である市長が許可を与えれば、これが可能であるという解釈のもと、神戸市などで大変有効な一つの取り組みとして進んでいるというふうに思っています。

これはまた、総務省がこうした事例を今全国から拾い上げて、地方公務員の社会貢献活動に関する兼業についてという資料をまとめています。最初に出てくるのは神戸市の事例ですけれども、こういった事例が一体なぜ出てきたのかということに関してなんですけれども、実は御承知のとおり、阪神・淡路大震災で被災した神戸市が、その後、さまざまなNPOや住民団体のボランティアの活動によって被災者支援、被災者の生活再建を進めてきたわけですが、あれから20年以上たつて被災者への支援、生活体験ということが、担い手の団体の高齢化によって、NPO団体が高齢化したり、地域団体が消滅したりという中で、立ち行かなくなってきたというのが背景としてあるわけです。

つまり、そうしたときに、職員の皆さんの新たな取り組み、こうした地域貢献応援制度ということが大変必要に駆られて始められたという背景を聞いています。結果としてそこにあるのは、海岸を、皆が気楽に楽しめるユニバーサルビーチを開くことを目的に、NPO法人の副理事長として市の職員がこうした事業に取り組み、そこにおける有償の、つまり給料もわずかですけれどももらおうという、そうした経験が紹介をされています。

次にあるのは山形県新庄市ですけれども、商店街の活性化に取り組むNPO法人の理事長として、商店街活性化に取り組んだ事例が紹介をされています。無料学習塾の講師、これはA県B町という特定をされていないんですけれども、中学生の学習支援ということで、このような取り組みが行われているという紹介が、この総務省の中での資料としてまとめられているわけです。これも調査研究ということにとどまらず、職員の中で意欲のある方は、ぜひ任命権者である市長に申し出て、その許可を得てトライしていただけたらいいのではないかなとお勧めをしておきたいと思います。

そうしましたら、続きまして、要旨3「市政に高校生・若者とのパートナーシップを！について」のほうに移らせていただきたいと思います。

若者と市職員のポテンシャルで描く2020未来デザインとタイトルを打ってきましたけれども、この先は主には高校生や若者についてのパートナーシップということでお尋ねをさせていただきたいと思いません。広域的市民活動助成事業と市の事業の中にある若者枠を設けた取り組みについて、現状の課題を教

えていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（有賀正義 議員） 藤本市民自治部長。

◎市民自治部長（藤本広巳） 公益的市民活動助成事業につきましては、平成 29 年度から若者を中心とする団体への支援枠を設定しております。この間の課題といたしましては、申請団体数が少ないことや採択されても年度の途中で事業を取り下げるなど、活動の掘り起こしや継続性などがございます。現在、市では、令和 2 年度の事業実施に向け、こうした課題に対応する制度とするべく、公益的市民活動助成事業とまちづくりパートナーシップ事業提案制度の再構築を進めております。若者枠につきましても、将来のまちづくりの担い手となる高校生や大学生などに対し、活動について気軽に相談できる機会を設け、課題を共有し、年間を通じた伴走支援を新たに実施するなど、若者が自分の力でいたいことに挑戦できる環境を整えてまいります。

○副議長（有賀正義 議員） 原田建議員。

◆5 番（原田建 議員） ありがとうございます。モニターをお願いいたします。（資料を表示）改めてまちづくりインターン助成金、これも先ほどお話しした八戸市の取り組みです。これは学生、高校生が、こうした公益的なのというか、ごみ拾いですとか、そういう活動に参加する際、それぞれ 1 人につき 500 円を支給するというインターン助成金です。

続きまして、これが学生まちづくり助成金制度、これが今、多分若者枠ということで藤沢市にある制度に近いものかなと思うんですけれども、これが平成 23 年度から実施をされていて、金額が上限 20 万円、八戸市周辺の都市と協働で取り組んだ場合、プラス 4 万円という結構な金額を年度ごとに支給して、実に興味深い事業が取り組まれています。

ただ、これは青森県八戸市の話というよりは、身近な神奈川県東海大学の東海大学で同じように学生が自由な発想で地域の皆さんと協働で企画するプロジェクトの活動に、さまざまな大学としての支援が行われているということで、このような制度を一つの手本にして、藤沢市の周辺にも大学、そして高校、さまざまな若い力がありますので、この辺を活用した取り組みを検討していただけたらと思うんですけれども、その辺についての御認識をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（有賀正義 議員） 藤本市民自治部長。

◎市民自治部長（藤本広巳） 東海大学の湘南キャンパスには、学生みずからが企画し、計画を実施するプロジェクトに対し、資金面やアドバイスなどのサポートを行うチャレンジセンターがあり、意欲のある学生が参加していることは承知しております。本市にも、東海大学のように地域活動や地域活性化に取り組む大学や高校などがありますことから、こうした教育機関へ情報提供を行うことにより、若者層が地域づくりにかかわるきっかけづくりにつながるものと考えております。

市といたしましては、中間支援組織と連携して地域活動を実践する大学やそのゼミ、高校などのキーパーソンとさまざまなネットワークを通じてつながることにより、ダイレクトに情報提供できるような仕組みづくりを進めてまいります。また、若者が地域づくりに興味を持ち、実践できるよう、さまざま

な支援を検討してまいりたいと考えております。

○副議長（有賀正義 議員） 原田建議員。

◆5番（原田建 議員） ありがとうございます。あわせて、先ほど少し話が出ていました市民会館の再整備をめぐる取り組みの一つとして、中学生、高校生を対象としたワークショップが行われております。そのときの様子をお聞きしたところ、大変おもしろいなと思いましたので、どんな様子だったのか、少しお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（有賀正義 議員） 神原生涯学習部長。

◎生涯学習部長（神原勇人） 市民会館等再整備に向けた取り組みといたしまして、来年度の基本構想策定に向け、今年度はワークショップを中心に市民等からの意見の聴取を行っているところでございます。その一環として実施をいたしました中学生、高校生向けワークショップにつきましては、本年8月24日の土曜日に開催したところ、中学生1人、高校生7人の計8人に御参加をいただきました。このワークショップでは、市民会館に必要な機能等につき自由な発想で意見を出していただきました。議論の際は少人数ながら活発な意見交換が行われ、活気にあふれたものでございました。

結果といたしましては、軽音楽等のライブができるスタジオや伝統芸能の体験ができる場所といった文化芸術に関するもののほか、自習室やフリースペースといった場所に関するものなどの御意見をいただいたところでございます。

○副議長（有賀正義 議員） 原田建議員。

◆5番（原田建 議員） ありがとうございます。このような今、全国的にもそうですし、身近なところでも取り組みが始まっている中で、先日、総務常任委員会に#藤キュン課を設置するよう求める陳情があったわけです。

そこで、お尋ねをしたいと思います。県立湘南台高校から出されたわけですがけれども、この提案に至る経緯、少しその点についての御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（有賀正義 議員） 関口企画政策部長。

◎企画政策部長（関口隆峰） 県立湘南台高校では、3年生の選択科目ソーシャルデザインの授業において「地域社会への参画～外部機関と連携した地域課題解決策の提案～」をテーマに学んでおり、平成31年3月に湘南台高校から生徒が取りまとめた施策要望書が市議会議長宛てに提出されております。また、令和元年6月に市議会から湘南台高校宛てに発出をした藤沢市議会との連携、協働に関するお願いの中で、藤沢市が抱えるさまざまな地域課題を発見し、それを解決していくための施策を生徒の皆さんの視点により提案していただきたいといった依頼がなされております。さらに9月には、市議会広報広聴委員会の委員などと生徒の皆さんとの意見交換が行われ、11月には陳情が提出されて趣旨了承となったものです。

本市といたしましても、高校生などの若者の意見を聞くことは大変重要なことであると考えておりま

す。まずは陳情を提出された湘南台高校の生徒の方と意見交換を行うなど、若者のアイデアや御意見を伺いながら、市内の中高校生などが幅広く、より主体的に市政に参加できるよう、SNSの活用など、さまざまな仕組みについて研究してまいりたいと考えております。

○副議長（有賀正義 議員） 原田建議員。

◆5番（原田建 議員） ありがとうございます。本当に偶然なのか、やっぱり今のこの時代なのか、高校生が発信をして、市政、行政、またまちづくりに、地域課題に取り組んでいくという主体としてのポテンシャルがどの程度のものなのかということ、総務常任委員会を傍聴させていただいてすごく新鮮な議論があったなと思っていますし、その可能性についてこれからどう引き出していくのか、その本気度を、これを参考に少し御検討いただけないかと思って、モニターのほう、改めてお願いします。（資料を表示）

先ほど来、八戸市の話なんですけれども、これも先ほどの学生まちづくり助成金、20万円を上限にとりいう助成事業に加えて、あれは平成23年度からなんですけれども、これは高校生地域づくり実践プロジェクトということで、高校生に限定して平成29年度から始まりました。これですね。高校生にも、先ほどの——先ほどの学生を対象にとっても、主に応募してきたのは大学生なんです。でも、今度は高校生を対象にして、やはりこれも上限20万円を支援する事業として今始まっているわけです。これがそのポスターですね。対象事業にあるのは、高校生が八戸圏域内で取り組む地域振興または地域貢献に関する活動など、郷土に愛着と誇りを持つ人材の育成のために、高等学校が行う授業事業または学習活動であるという対象事業に対して、やはり1件当たり20万円を上限とした事業の募集が行われているわけです。

もう既に3年目になりますので、何事業か問い合わせをして教えていただいたのは、その中の市長賞または特別賞受賞作品、大変これはすばらしい事業、おもしろいなと思える事業が並んでおりまして、ここで全部を紹介するわけにはいかないんですけれども、今後#藤キョン課というものがどう発展をしていくのか、また、先ほど来、市民自治部において、今後のこうした若者への支援の方策というものが練られていくという中で、一つの参考の一つだけ御紹介をしたいと思います。

この中の一番下段にあるコロンブスの卵プロジェクトというのが、八戸は高校とはいえ普通校と高専と農業高校、商業高校とさまざまな高校があって、その中の八戸高専科学部を中心とした団体が取り組んだコロンブスの卵プロジェクト、高専の学生としては工作や実験が得意、相手に伝える技術が欲しい、外へ出る機会がない。だから、外に出て広い世界を知る必要があるという現状を、これは全部当人たちが事業提案をして、プレゼンをしたときの資料になるわけです。小中学生の今の現状、実体験の不足、受験のための勉強、理科離れ、理科施設、教育施設が少ない、科学の楽しさを知らない。これを掛け合わせまして、教育とまちづくりをやろうというのがこの事業提案で行われたものになるわけです。

そこにありますように、「まちづくりの第一歩は人づくりから」と。先ほど堺議員からも、やはり人材をいかにこれからの未来に向けて育てていくかという、まさに高校生が小中学生を相手に、さまざまなまちづくりは人づくりからということで提案している事業。実験内容は、小学生たちができるような実験を小学校でやったり、ホコ天でやったり、そういう活動をした結果、次世代の育成ということで、『未来の科学者』を『現役の学生』が育てる」、大変大きく出ておりますけれども、藤沢市はつい先日、吉野さんがノーベル賞を受賞されて、未来の科学者をこれから生み出していこう、その機運は十分にポテン

シャルを持っているわけです。

ですから、一つはこんな例ですけれども、高校生が取り組んで、小中学生と一緒にやってかかわることまちづくり、そのまちづくりは人づくりであると未来を見据えた取り組みをしているというところが大変素晴らしいなど。これは実は大学生をも差し置いたまちづくり事業の中で市長賞をとった取り組みなわけです。

今、日本財団、18歳意識調査というふうに、つい11月30日に発表されました。国や社会に対する意識調査ということで、今、日本の若者がいかに他国の若者と比べて夢を失っているか、小中学生に関して自己肯定感という話はこの間させていただいてきましたけれども、当然に今それは高校生、18歳の世代にも大変色濃く影を落としているわけです。自分の「将来の夢を持っている」60.1%、「自分で国や社会を変えられると思う」18.3%、他国と比べても圧倒的に低い数字が、これが18歳の現状だと言われています。1,000人当たりの調査になります。

これは日本の将来について、どのように見ているかということについて、よくなると考えている回答は9.6%、これも断トツに低いです。こういった今の若者の意識調査が言われる中においても、やはりポテンシャルは決して低くない。だからこそ、今後#藤キュン課が趣旨了承ということで一つの扉が開かれたと私は期待をしたいと思えますし、こうしたきっかけをぜひ藤沢市において生かしていくために、最後に質問させていただきたいと思えます。

先ほどの神戸の市の職員の地域貢献活動などを見ましてもそうですけれども、高校生にもそういう担い手として、例えば学習支援、子どもの居場所づくりなど、やはり担っていく一つの主体として、高校生、大学生、そうした皆さんに呼びかけをする。本庁舎には大変多くの高校生が勉学に励んでおられる、そんな姿は大変珍しいし、貴重な光景だと僕は思っています。こうした光景を生かして#藤キュン課がぜひ多くの若い皆さんに呼びかけて、市の施策にも大いに影響をもたらしてくれるのではないかと期待をしているわけです。

ただ、これを大切に育てていかなきゃいけないという点も重々承知をしておりますので、そのサポートといいますか、そのバックアップをぜひ市の若い職員の皆さんに担当部署を超えて担っていただき、まさにこれからの市政課題の解決に向けたパートナーシップ、これを高校生、若い皆さんと一緒に進めていく、その取り組みをぜひお願いしたいと思えます。最後にお聞かせください。

以上です。

○副議長（有賀正義 議員） 関口企画政策部長。

◎企画政策部長（関口隆峰） 少子超高齢化社会が進展する中で、多様化する市民ニーズや地域課題に対応するため、幅広い市民の意見や力を生かし、的確かつ柔軟に対応していくことが重要であると認識をしております。ここで言う幅広い市民の中には、当然ながら若者も含まれるというふうに考えております。今後、まちづくりを初め、さまざまな事業を進めるに当たり、これまで直接まちづくりや地域の課題などにかかわることが少なかった若者が、みずから企画、実践することを通して、まちづくりや市政への参加ができるよう工夫するなど、若者を含む多様な主体と連携しながら、マルチパートナーシップによるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（有賀正義 議員） 原田建議員。

◆5番（原田建 議員） ありがとうございます。市長が2月に市長選挙があつてかわるかもしれませんが、引き続き鈴木市長のもとでこれが進められるように、ぜひ期待を込めまして、私の一般質問とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（有賀正義 議員） これで原田建議員の一般質問を終わります。